

調達要領指定書	調達要求番号	5PRZ1AK0019
	契約番号	
	調達要求年月日	令和7年10月15日
	作成部課	衛生部 補給整備課 補給管理班
	作成年月日	令和7年10月15日
物品番号	GM221199655	
品名	食用赤色2号	
規格	500g	
仕様書番号	EM-T130600C	

## 5.2 包装の表示

指定事項：今回の要求に限り、包装の表示は、個装表示を省略する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	GM221199655	仕様書番号	
食用赤色2号		EM-T130600C	
		作成	平成25年10月3日
		変更	令和7年10月15日
		作成部隊等名	関東補給処用賀支処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の食品添加物（以下，“本品”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（昭和41年厚生省令第30号）

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

a) 個装表示は、**図1**による。

物品番号	GM221199655
品名	食用赤色2号
規格	500 g
納入年月	
納入業者	

**注記1** 納入年月は、西暦で表示するものとする。

**注記2** 使用期限、製造年月日及びロット番号があるものについては、製品自体に記載がない場合、**図1**に、その項目を追加し表示するものとする。

**注記3** 納入業者は、契約の相手方の名称又は略号を表示するものとする。

**図1—個装表示**

b) 内装及び外装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

提出書類は、**図2**によるものとし、契約の相手方は、納品書に**図2**を添付して提出するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、**図2**の該当欄に斜線を付すものとする。

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

# 納 入 品 証 明 書

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

契 約 番 号  
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社 名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・

納入品は、上記内容に相違ありません

令和 年 月 日

図2－納入品証明書

## 調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号	5 P R Z 1 A K 0 0 1 9	作 成 部 隊 等 名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処
調 達 要 求 年 月 日	令 和 7 年 1 0 月 1 5 日	作 成 年 月 日	令 和 7 年 1 0 月 1 5 日
仕 様 書 番 号	E M - T 1 3 0 6 0 0 C		

### 1 調 達 品 目

品名：食用赤色2号

規 格	カ タ ロ グ 製 品 名 <sup>a)</sup>
5 0 0 g	紅不二化学工業(株) 食用赤色2号、500g ダイワ化成(株) 食用赤色2号 アマランス 500g 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
<b>注 <sup>a)</sup></b> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

### 2 性 能 等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 本品は，“医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令”別表第1部に記載された赤色2号（別名アマランス）とする。
- b) 本品の性状は、赤褐～暗赤褐色の粉末とする。
- c) 本品の溶状は、帯紫赤色とする。
- d) 本品の含量は、90±2%とする。
- e) 本品の容量は、500gとする。

